

2008/09

香港稅務手帳



本小冊子にある情報は、一般的な内容についてのみ掲載されています。包括的なもの及び法律や税務的なアドバイスを意図するものではありません。プライスウォーターハウスクーパーズは、法律や慣行の変更に対して情報を更新する義務はありません。法律の適用及び影響は、関係する特定の事実に従って、大きく変化することがあります。実際に対応される前に、プライスウォーターハウスクーパーズのクライアントサービスチームや貴社の税務アドバイザーから、必ず状況に応じた適切なアドバイスを入手してください。私どもの税務担当パートナーの名前及び電話番号は、本小冊子の中程に記載しています。



プライスウォーターハウスクーパーズ
香港 クイーンズロードセントラル15 ランドマーク
エジンバラタワー 21階
電話 : +852 2289 8888
ファクシミリ : +852 2810 9888

プライスウォーターハウスクーパーズについての詳しい情報は次のウェブサイトをご覧ください。
ホームページ : www.pwchk.com

“プライスウォーターハウスクーパーズ”とはプライスウォーターハウスクーパーズ香港およびプライスウォーターハウスクーパーズ・インターナショナル・リミテッドのメンバーファームによるネットワークを指し、両者とも法的に独立した組織であります。

©著作権 プライスウォーターハウスクーパーズ
2008年3月香港にて印刷／製本

2008/09 香港税務手帳

香港税制の概要

本小冊子にある情報は現行の税法及び税務慣行に基づいており、2008年2月27日に発表された2008/09年度の香港予算案にある法案等を含んでいる。

法案は立法評議会において法律として制定されるが、修正されることもある。

目 次

	ページ
所得税	1
- 分類課税	
- 課税形態	
- 総合課税	
給与所得税	2-8
- 税率	
- 人的控除	
- 諸控除	
- 課税所得分岐点	
- 課税形態	
- 特典及び免税措置等	
- 失業手当	
- 既婚者	
- 徴税	
- 雇用者の法的義務	
- 強制退職年金基金	
事業所得税	9-15
- 税率	
- 課税形態	
- 香港で課税対象とみなされる所得	
- 受取利息免税	
- 損金算入項目	
- 損失	
- 特定業種	
- 徴税	
- 減価償却	
- 工業用建物	
- 商業用建物	
- 環境に配慮した建物附属設備	
- 機械及び装置	
- 修繕償却	
- セール・アンド・リースバック及びレバレッジ・リース	
不動産所得税	16
- 課税形態	
- 免税措置等	
- 純査定価格	
- 徴税	
申告期日	17
印紙税	18-19
- 税率	
- 課税形態	
- 免税措置等	
間接税及び手数料	20-21
連絡先	23

所得税

分類課税

香港は所得の分類課税制度を採用しており、内国歳入法により香港を源泉とする雇用又は年金所得に対しては給与所得税が課され、香港を源泉とする事業又は売買利益に対しては事業所得税が課され、香港に存在する不動産から生じる所得には不動産所得税が課される。上記の範疇のいずれにも属さない所得は課税されない。香港には人頭税、売上税、付加価値税、贈与税及びキャピタルゲイン課税はない。

課税形態

香港は領域概念に基づいて所得税を課しており、一般に香港において生じ香港を源泉とする所得のみが課税されるが、その他の事業収入が課税所得とみなされる場合もある。香港で雇用されていなくても香港において役務が提供されている場合にはその所得も課税対象とみなされる。

総合課税

香港居住者である個人は給与所得税、事業所得税、不動産所得税の課税所得を単一の申告書に合算して課税を受ける方式を選択できる。当該総合課税方式によれば、不動産所得税法上損金不算入となる賃貸用不動産購入目的の借入金の支払利息についても損金に算入されるため有利である。当該方式によれば、前年度の損失は控除の対象となる。また、当該方式により、給与所得及び不動産所得と事業経費を相殺することができ、税額は人的控除額を控除した所得に対して給与所得税と同一の計算方式により算出される。

給 与 所 得 税

税率

個人の雇用所得から控除可能経費、公認慈善寄付金及び人的控除額を差し引いた所得に対し、下記の累進税率により給与所得税が課される。

	2008/09		2007/08
初めの \$40,000	2%	初めの \$35,000	2%
次の \$40,000	7%	次の \$35,000	7%
次の \$40,000	12%	次の \$35,000	12%
残額	17%	残額	17%

最大税額は、雇用所得から控除可能経費及び公認慈善寄付金を差し引いた所得（但し、人的控除額控除前）に対して標準税率15%を適用して計算された税額を限度とする。

人的控除

	2008/09	2007/08
基礎控除	\$108,000	\$100,000
既婚者控除	\$216,000	\$200,000
子供控除：		
第一子～第九子（一人当り）		
誕生年度	\$100,000	\$100,000
他の年度	\$50,000	\$50,000
別居扶養父母／祖父母控除		
60歳以上	\$30,000	\$30,000
55～59歳	\$15,000	\$15,000
同居扶養父母／祖父母控除		
60歳以上	\$60,000	\$60,000
55～59歳	\$30,000	\$30,000
扶養兄弟姉妹控除（子供控除該当者を除く）	\$30,000	\$30,000
片親控除	\$108,000	\$100,000
扶養身体障害者控除（既に付与されている 身体障害者に関する他の控除に追加して 適用）	\$60,000	\$60,000

給 与 所 得 税

諸控除

	<u>2008/09</u>	<u>2007/08</u>
最高控除額：		
自己研鑽教育費	\$60,000	\$60,000
住宅ローン支払利息	\$100,000	\$100,000
高齢者住宅介護費用	\$60,000	\$60,000
退職年金積立金	\$12,000	\$12,000

課税所得分岐点

	所得水準	
	<u>2008/09</u>	<u>2007/08</u>
非課税所得		
独身者—子供がいない場合	\$108,000 以下	\$100,000 以下
既婚者—子供がいない場合	\$216,000	\$200,000
既婚者—子供が二人いる場合	\$316,000	\$300,000
既婚者—子供が二人及び扶養 父母等別居かつ60歳 以上が二人いる場合	\$376,000	\$360,000
標準税率適用所得		
独身者—子供がいない場合	\$1,518,000 超	\$2,750,000 超
既婚者—子供がいない場合	\$2,436,000	\$4,450,000
既婚者—子供が二人いる場合	\$3,286,000	\$6,150,000
既婚者—子供が二人及び扶養 父母等別居かつ60歳 以上が二人いる場合	\$3,796,000	\$7,170,000

課税形態

香港を源泉とする雇用、役職及び年金から得られる所得に対しては、個人の居住地、住所、市民権いかにかわらず給与所得税が課される。

給 与 所 得 税

雇用所得の源泉を判定するには雇用契約が締結された場所が先ず関係する。雇用場所が香港である場合、役務提供地にかかわらず雇用所得は全額課税対象となる。

ただし、税務局は次の3つの要因が存在する場合は雇用所得の源泉は香港外であると認めている。すなわち、①「雇用契約は香港外で交渉、締結及び実施されている」、②「雇用者の居住地は香港外である」、③「給与の支払場所は香港外である」。雇用場所が香港外である場合、香港内で提供された役務に対応する所得のみが課税される。

しかし、課税年度における雇用サービスのすべてが香港外で提供されていれば雇用所得は非課税になる。また、香港外での役務提供に対応する雇用所得については、役務提供地において香港の給与所得税と同様の税金が課され、当該税金を支払済みである場合には香港での給与所得税は課税されない。

課税年度内において60日以下香港に滞在する場合、役務提供はすべて香港外で行われたものとみなされる。

取締役報酬の源泉は、支払を行う会社の経営管理される場所にある。

退職年金は、年金基金が香港で管理運営されており、香港における役務提供にかかわるもの（香港政庁の年金を除く）が課税される。

雇用関係を偽るサービス会社の利用を防止する立法措置が施されており、税務局通達は支払元と同一の共同経営者等により管理支配されているサービス会社への管理費用の支払も規制している。

特典及び免税措置等

一般的に、換金可能な現物給与や、従業員の子供の教育費又は休暇旅行に関して雇用者により支払われた金額を含む特典及び手当は課税される。但し、雇用者が単独かつ第一義的な支払債務を負うようなその他の給付（例：光熱費等）については、従業員は課税されない。

給 与 所 得 税

ストックオプションから得られる収入はオプションの実行、譲渡及び放棄の際に課税される。

死亡、身体障害、退職又は解雇時に適格職業退職年金基金（強制退職年金基金ではない）から受け取る年金や一時金は、特定の場合（特に雇用期間が10年未満の場合の退職等）を除き非課税である。

適格職業退職年金基金（強制退職年金基金ではない）から被雇用者が受け取る雇用者拠出分は、死亡、身体障害、退職等による支給を除いて課税対象となる。

適格職業退職年金基金又は強制退職年金基金とはみなされない退職積立金から被雇用者が受け取る雇用者積立分は給与所得税の対象となる。

雇用者又はその関連会社が提供する社宅や家賃補助に対する課税も減免されている。所得は雇用者によって無償で与えられた住居の家賃相当価値又は被雇用者が雇用者に実際に払戻す金額を超過する家賃相当価値分を含む。住居の家賃相当価値額は一般に給与所得の10%であるが、ホテル、ホステル及び寮の場合、2室以下及び1室であればそれぞれ8%と4%に減免される。被雇用者の支払った家賃の一部又は全額を雇用者が払戻す場合、同様の特別な軽減方法がある。

失業手当

過去、現在及び将来の役務提供の対価ではない失業手当は一般に非課税であり、被雇用者の就労権の喪失に対する補償金がこれに該当する。雇用終了給付金の内、過去の役務提供にかかわるものは課税されるが、退職以前の3年間にわたって均等按分の上課税することも可能である。雇用条例に基づく長期服務金、解雇補償金及び通知期間の代りに支払われる金額は非課税である。

給 与 所 得 税

既婚者

夫婦共に課税所得があれば通常は別々に課税されるが、合算課税の方が有利であればこれを選択することもできる。

既婚者控除は、夫婦のどちらか一方に所得がない場合、夫婦が合算課税を選択した場合、又は総合課税が選択された場合にのみ適用される。

夫婦は子供控除の適用を受ける配偶者を定めなければならない。

徴税

雇用者に給与所得税の源泉徴収義務はないが、香港を去る被雇用者への給与等の支払を留保しなければならない場合がある。

3月31日に終了する課税年度の給与所得税は、一般に給与所得税の申告書を提出し、当該年度の確定税額の課税通知書を受け取る前に予定納税により徴収される。予定税額は前年度の確定税額に基づいて査定され、その納付額は当年度の確定税額から控除される。

予定税額が確定税額を上回る場合の超過額は次年度の予定税額に充当される。課税通知書のみが納付期限を規定しており、予定税額が過大であれば、支払期日の28日前又は課税通知書の発行日より14日以内にその全部又は一部の支払保留の申請が可能である。

給 与 所 得 税

雇用者の法的義務

雇用者には下記の法的義務がある。

- 1) 被雇用者の香港における雇用開始後3ヶ月以内に税務局へ通知。
- 2) 被雇用者に支払った給与等の年次申告。
- 3) 雇用終了通知書を雇用終了予定日の1ヶ月前までに税務局へ提出。
- 4) 被雇用者が1ヶ月以上香港を離れる場合、離港予定日の1ヶ月前までに税務局へ通知。
- 5) 上記(4)の通知をする場合、1ヶ月分の給与の支払を留保。

上記(4)は、業務上頻繁に離港する被雇用者には適用されない。

強制退職年金基金

強制退職年金基金(MPF)制度が2000年12月1日から開始された。MPFは、公式かつ強制的に退職を保護する民営の拠出制度であり、強制積立金の経済的利益は加入者が退職年齢となる65歳まで維持される。60歳以上65歳未満で永久退職する場合、香港からの永久出国、就業不能障害及び死亡等の場合は例外的に早期受取も認められる。MPFの強制積立金から生じる給付金は、年金ではなく一時金として支給される。

外国人で香港での雇用期間が13ヶ月以下の者及び香港外の地域で強制退職年金制度に加入している被雇用者等は、MPF制度に加入しなくてもよい。

MPF制度では、被雇用者は毎月所得の5%を拠出し、雇用者は同等の金額を拠出する。強制拠出金の対象となる所得の上限は月額HK\$20,000であり、強制拠出額の月額上限は、雇用者、被雇用者共にHK\$1,000となる。月収がHK\$5,000未満の被雇用者に拠出義務はないが、雇用者は所得の5%に相当する拠出を行う。被雇用者及び雇用者は、強制拠出に加えて任意拠出をしてもよい。

給 与 所 得 税

自営業者はMPF制度に加入する必要がある。

被雇用者の拠出金は年間HK\$12,000を上限として課税所得から控除される。雇用者の強制及び任意拠出金も各被雇用者の年間報酬の15%を上限として課税所得から控除される。

定年退職、死亡、就業不能障害及び香港からの永久出国によりMPF制度の公認信託会社から給付金を受け取る場合、強制拠出金に帰属する部分は非課税になる。

定年退職、死亡、就業不能障害及び退職等によりMPF制度の公認信託会社から給付金を受け取る場合、雇用者の任意拠出金に帰属する部分も一般的には非課税になる。10年未満の雇用期間中の退職等により当該任意拠出分が例外的に給付される場合もあるが、そのような場合は課税対象となる。

事業所得税

税率

	2008/09年度	2007/08年度
法人	16.5%	17.5%
個人事業者	15%	16%

課税形態

香港において取引、専門職業又は事業を行う者は、当該取引、専門職業又は事業（資本的資産の売却から生じる利益を除く）から生じる香港を源泉とする所得に対して事業所得税が課される。香港を源泉としない所得は香港へ送金されても課税されないし、納税者の居住地も一般に問われない。

香港で取引、専門職業又は事業を行っているか否かは事実に基づき判断される。

所得又は利益が香港で生じる、或いは香港を源泉とするか否かは、やはり最終的には事実に基づき判断される。利益が香港で生じる、或いは香港を源泉とするか否かを決定するために裁判所が採用する一般的なルールは、納税者が問題の利益を得るために何を行い、どこでその行為を行っているのかを確認することである。その行為が香港で利益を生み出す場合は、その利益は香港において課税される。この領域概念の適用に際して納税者と税務局との間に多くの論争が生じたため、1998年3月に所得の源泉に関する実務指針第21号が改訂され、様々な状況における税務局の見解が公表された。1998年4月以降税務局は有償にて所得の源泉の事前決定サービスを開始した。

課税所得は決算書上の当期利益又は損失を調整して算出されるが、会計上の減価償却費を加算し税務上の減価償却額を減算する調整は典型的なものである。クラブ及び貿易振興協会、保険会社、航空機及び船舶所有者の課税所得は内国歳入法が規定する特定の算式により算定される。

保存すべき最低限の会計記録も同法に定めがある。

配当金は原則非課税であり、源泉税も存在しない。

事業所得税

香港で課税対象とみなされる所得

内国歳入法にはみなし所得の規定があり、下記の所得は課税される。

- a) 映画やテレビのフィルム、その他の録画及び録音媒体の香港における使用から得られる所得。
- b) 香港外居住者が有する知的財産の香港における使用又は使用権から得られる所得。(ロイヤルティー)
- c) 香港外居住者が有する知的財産の香港外における使用又は使用権から得られる所得(ロイヤルティー)のうち、香港の事業所得税上、その費用が損金に算入される場合。
- d) 香港で営む事業に対する財務的支援。(資本的支出を除く。)
- e) 香港における動産のリースから得られる賃貸料。
- f) 香港で事業を営む金融機関に帰属する受取利息、並びに預金証書や為替証書の提示、満期償還、または売却により金融機関が得る利益。
- g) 香港を源泉とする受取利息。事業を営まない個人に帰属するものを除く。(後述の“受取利息免税”を参照。)
- h) 預金証書や為替証書の提示、満期償還又は売却から生じる香港を源泉とする所得。事業を営まない個人に帰属するものを除く。(金融機関については上記(f)を参照。)
- i) 不動産所得を得る権利の譲渡から得られる所得。

上記の(a)、(b)及び(c)については一般に収入の30%が課税所得とみなされ、税額は収入の4.95%になる。ロイヤルティーの受取人が関連会社である場合、ロイヤルティーの対象となった資産が香港内で事業を営んだことがある者によって所有されていたことがないことを税務上証明できない限り、全支払金額が16.5%の税率で課税される。

事業所得税

受取利息免税

香港において取引、専門職業または事業を行う者（法人を含む）が香港にある銀行預金から1998年6月22日以降に受取利息を得た場合、当該預金が支払利息の損金算入が可能となる借入金の担保になっていなければ、受取利息は非課税になる。

損金算入項目

課税所得を生むための費用は、領域概念の規制を受けず損金に算入される。内国歳入法は損金算入項目を下記のとおり特定している。

- a) 課税所得を得る目的で借り入れた資金に対する利子並びにその借入金に関する弁護士手数料、印紙税及びその他の費用。支払利子を控除可能にするためには、（課税所得を得る目的以外の）その他の条件も満たさなければならない。その他の条件は、主に租税回避防止の為のものであり、例えば納税者（あるいはその関連者）により預金又は貸付金が担保として提供されており、その預金等から発生する利息収入が香港税法上課税対象にならない場合、当該支払利子は損金不算入となる。投資用不動産の建設に関する支払利子は、当該資産が課税所得を生み出すために使用可能となる日まで資本的支出とみなされ損金不算入となる。
- b) 課税所得を得る目的で使用される建物又は土地の賃借料。
- c) 特定の課税所得に課された納税済の外国税額。（納税者の居住地は関係なし。）
- d) 債権が、以前課税所得に計上された金額又は金銭貸付業における通常の貸付金である場合における、当該債権の貸倒償却損失。
- e) 税務当局が不良債権であると認め、かつ当該債権が以前課税所得に含められた金額又は金銭貸付業における通常の貸付金である場合における、当該債権の貸倒引当金繰入額。
- f) 建物、機械及び装置の税務上の減価償却額。
- g) 課税所得を得るために使用される建物、機械及び装置の修繕費。

事業所得税

- h) 課税所得を得るために使用される商標、デザイン、特許の登録費。
- i) 課税所得を得るために使用される器具、用具又は物品の取替費。
- j) 事業実行可能性調査や市場調査、事業経営調査、管理サービス調査、設計や革新を伴う特定の活動のための費用を含む研究開発費用。
- k) 認可された研究機関に対する支払額。
- l) 特許権及びノウハウ等の買収費用。
- m) 公認慈善寄付金。

損失

税務上の繰越損失は当期及び将来の課税所得と相殺され、永久に繰り越すことができる。

会社がパートナーシップのパートナーであり、そのパートナーシップに損失が生じた場合には、パートナーシップの損失のうち会社の持分を会社の課税所得から控除することができる。会社の損失は将来の会社の課税所得又はパートナーシップの利益に占める会社の持分から控除することができる。

香港の税法は損失のグループ会社間の通算や他社への移転を認めていない。

特定業種

銀行及び預金受入会社については、利子所得が香港における事業行為から生じた場合には、一般に国外源泉とみなされる利子所得についても課税される。

生命保険会社の課税所得は香港における生命保険業務からの保険料収入の5%であるとみなされる。但し納税者は保険数理報告に基づく計算式による課税方式の選択を行うこともできるが、一度選択すると変更できない。

事業所得税

生命保険業務以外の保険業務から生じた会社の課税所得には、香港における生命保険業務以外の保険業務から生じた総保険料、香港を源泉とする利子、香港を源泉とするその他の所得、固定資産処分による差額賦課、所得年度の期首においても解消されていないリスクに対する引当金及び再保険による損失回収額が含まれる。損金算入項目は、払戻保険料、再保険料、事業年度末における全世界の保険業務について会社が採用している引当率に基づき算出した未解消のリスクに対する引当金、実損額、香港における代理店の費用、固定資産の税務上の減価償却額及び固定資産処分時の差額償却並びに本社経費の公正な配賦額である。

再保険専門業者の香港外リスクに対する再保険事業から生じる法人の課税所得については、税率が50%軽減される。

船舶業を営む法人の課税所得は、全世界船舶業収入総額に対する全世界船舶業利益の割合を用いて計算される。当該割合を、香港で積載された旅客や貨物の輸送、香港領海内またはそこを起点とする引船、香港領海内での浚渫及び香港領海内での航行に関する用船による収入合計に乗じて課税所得が計算される。しかし商業船舶（登録）法に基づいて登録された船舶については、香港で積載された旅客や貨物の香港領海外への国際輸送や香港領海外へ航行する引船から得られる収入は非課税である。これは、船舶所有者が香港内で船舶を登録するためのインセンティブを提供している。

香港外に居住しているが香港内で船舶所有者としての業務を営んでいると判断される納税者は、船舶の所有者の居住地域が互惠免税措置を規定している場合には、香港において免税対象となる。

航空業を営む法人の課税所得も、全世界の収入総額に対する利益の割合を、香港からの乗客や貨物の積載収入、及び香港に帰属するいくつかのタイプの国際チャーター収入に乗じて算出される。

香港金融管理局の承認を得た所定の格付けを有し、適格な満期が設定されている額面5万香港ドル以上の適格債券の売買及び利息収入に対しては、標準事業所得税率の50%軽減或いは債券の発行日および償還期間に関する特定の条件を満たす場合に免税となる措置がある。

事業所得税

2006年の歳入法（オフショア・ファンドに関する事業所得税免除）は、2006年3月に可決された。当該歳入法のもとでは、完全な自由裁量権を有する香港のファンド・マネージャー及び投資アドバイザーによって運用されるオフショア・ファンドは、「特定の人」により実行又はアレンジされる6種類の「特定取引」から香港において生ずる利益について、香港事業所得税が免除される。この免税条項は、1996年4月1日又はそれ以降に開始する課税年度について遡及的に適用される。しかしながら当該歳入法には租税回避条項も規定されており、非居住者の免税対象利益に対する特定の居住者の持分が事業所得税の課税対象と見做される場合がある。当該みなし条項は、2007/2008年度以降の課税年度から適用される。

徴税

事業所得税は、一般に申告書を提出して当該課税年度の確定税額の課税通知書を受け取る前に予定納税により徴収される。予定税額は前年度の確定税額に基づいて算定され、その納付額は当年度の確定税額から控除される。予定税額が確定税額を上回る場合の超過額は次年度の予定税額に充当される。課税通知書のみが納付期限を規定しており、予定税額が過大であれば、支払期日の28日前又は課税通知書の発行日より14日以内にその全部又は一部の支払保留の申請が可能である。

減価償却

工業用建物、商業用建物及び構築物の建設、並びに取引又は事業目的に使用する機械及び装置の設置にかかわる資本的支出に対して、一定の減価償却が認められる。

工業用建物

適格事業のために使用される工業用建物又は構築物の原価（土地の原価を除く）に対して、20%の初年度償却が認められる。適格事業には、製造所、工場又はその他の類似の建物において行われる事業が含まれる。また、当初の資本的支出につき4%の年次償却も認められ、建物又は構築物が処分された課税年度においては、差額償却又は差額賦課が課税所得より減算又はこれに加算される。差額賦課は、過年度に行われた年次償却と初年度償却の合計額を限度とする。

事業所得税

商業用建物

工業用建物以外の目的で使用される建物又は構築物については、1998年4月1日より建設により発生した資本的支出に対して4%の年次償却が認められている。

環境に配慮した建物附属設備

工業用又は商業用建物へ環境に配慮した設備の導入を行った場合、資本的支出の20%の年次償却が認められている。

機械及び装置

機械及び装置に対する資本的支出の60%の初年度償却がその支出が行われた課税年度に認められ、年次償却も残存簿価に対して機械及び装置の種類により10%、20%及び30%の特定率で認められる。

1998年4月1日より、“特定固定資産”については即時100%の償却が認められている。“特定固定資産”とは、製造用の特定の機械及び装置、コンピュータ・ハードウェア（機械及び装置と不可分なものを除く）、ソフトウェア及びシステムである。リース契約の賃借人が保有する固定資産については当該償却の適用はない。

環境に配慮した機械や設備に対する資本的支出の100%即時償却は2008/2009年度から可能になる。

修繕償却

事業用の建物及び構築物の修繕費用は、20%の年次修繕償却率で5年間にわたって控除できる。

セール・アンド・リースバック及びレバレッジ・リース

セール・アンド・リースバック契約によって取得した機械及び装置で、（船舶及び航空機を除く）当該資産が主に香港以外で使用される場合又は直接、あるいは間接に求償権に制限のある債務証書により資金手当てされているレバレッジ・リースの場合には、税務上の減価償却が否認されることがある。船舶及び航空機にも特別規定が適用される。

不動産所得税

課税形態

香港にある土地又は建物の所有者には、その純査定価格に対して標準税率（15%）による不動産所得税が課される。

免税措置等

不動産所得税は政府及び領事館が所有する不動産には課されない。

法人は香港で事業所得税の対象となる所得を生むために所有する不動産について、不動産所得税の免税を書面にて申請することができる。

純査定価格

不動産の査定価格とは、土地や建物の使用権に対して物件の所有者に支払われるべき金銭、もしくは金銭相当額から回収不能額を減算した価格である。

純査定価格は、査定価格から所有者が負担した固定資産税（レーツ）を差し引き、その残高の20%を修繕費等として減算した後の数字である。

徴税

不動産所得税は、不動産が最初に賃貸される際にその所有者に対して発行される予定税額の課税通知書により徴収される。予定税額の納付額は当年度の確定税額から控除される。予定税額が確定税額を上回る場合の超過額は次年度の予定税額に充当され、これを上回る場合は還付される。予定税額が過大であれば、支払期日の28日前又は課税通知書の発行日より14日以内にその全部又は一部の支払保留の申請が書面で申請することにより可能である。

申告期日

事業所得税申告書

決算日	期日延長後の申告期日	納税
4月1日～11月30日	翌年の4月30日	課税通知書上の支払期日 通常11月～4月
12月1日～12月31日	翌年の8月15日	
1月1日～3月31日	同年の11月15日	

個人の給与所得税申告書

課税基準日	期日延長後の申告期日	納税
3月31日	同年の6月30日	課税通知書上の支払期日 通常翌年の1月～4月

不動産所得税申告書

課税基準日	通常の申告期日	納税
3月31日	5月中旬	課税通知書上の支払期日 通常同年の11月以降

雇用者の給与所得税申告書

課税基準日	通常の申告期日
3月31日	同年の4月30日

異議申立て

課税通知書の発行日より1ヶ月以内

印 紙 税

税率

不動産

売買価額	2008/09	2007/08
\$100万以下	\$100	\$100
\$100万超～200万まで	\$100	\$100
\$200万超～300万まで	1.50%	1.50%
\$300万超～400万まで	2.25%	2.25%
\$400万超～600万まで	3.00%	3.00%
\$600万超	3.75%	3.75%

売買価額が各税率帯の上限を多少上回る場合、一定の税額軽減措置がある。

住居用不動産の売買契約

1999年4月1日以降に取り交わされた契約書は、契約締結後30日以内に印紙税査定のために提出する必要があるが、契約締結日から3年以内であれば権利の譲渡又は物件の再売却まで印紙税の支払いを延期することも可能である。

香港の株式

2001年9月1日より香港の株式にかかわる印紙税率は1取引当り0.2% (\$1,000当り\$2)となった。印紙税額は売り手と買い手が半分ずつ負担する。

香港の無記名証券

香港で発行する無記名証券については、その市場価額に対して3%の印紙税が課される。

印 紙 税

課税形態

印紙税は、香港の不動産売却権譲渡証書、香港の居住用不動産の売買契約書、香港の不動産の賃貸借取引、株式の譲渡又は無記名証券の発行に対して課される。賃貸借取引に対する印紙税率は賃貸期間により異なる。例えば、賃貸期間が1年以上3年未満である場合には、年間平均賃貸料に対して0.5%、同期間が3年超である場合は、年間平均賃貸料に対して1%の印紙税が課される。文書の原本が課税済である場合、その控え又は写しには5香港ドルの印紙税がかかる。香港の不動産及び株式の譲渡価額が市場価額を下回る場合は、譲渡日現在の市場価額に対して印紙税（従価税）が査定される事もある。

免税措置等

租税回避防止措置の適用はあるものの、株式や不動産の受益権の関連会社間における譲渡については、印紙税が免除される。会社が他の会社の発行済株式の90%以上を実質的に所有している場合、あるいは別の会社が当該会社の発行済株式の90%以上を実質的に所有している場合、これらの会社は関連会社となる。

ある種の株式貸付契約についても印紙税が免除される場合がある。

マーケット・メーカーが行うオプション取引をヘッジする目的の株式取引及びマーケット・メーカーの過程で取り組んだオプション取引から直接生じる株式取引については、印紙税が免除される。

1998/99年度より香港地域における金融派生オプションや転換社債等の取引については、以前の間接的な租税軽減措置に代えて法定免税措置が適用されている。

ユニット型投資信託基金の、香港内における購入及び償還については、5香港ドルの固定印紙税が免除となる。

間 接 税 及 び 手 数 料

	2008/09	2007/08
資本税（従価税）	0.1%	0.1%
	（上限\$30,000/件）	
事業登録料		
事業登録料＋付加税：（1年）	免除***	2,600元*
事業登録料＋付加税：（3年）	免除***	7,000元**
（一部の小規模事業者には軽減措置あり）		
銀行及び預金受入会社の登録及び免許料		
料金は事業形態により異なる。		
車両登録及び免許料		
最初の登録料及び年間免許料を支払う。		
支払額は車両の形体及び大きさにより異なる。		
環境に配慮した商業用の車両については		
最初の登録税が減税または免税される。		
空港施設利用税		
12歳以上の旅行者	\$120	\$120
12歳未満の旅行者	NIL	NIL
（同日内の乗継旅行者は免税）		
ホテル宿泊税		
ホテル及びゲストハウスの 施設利用料に基づく	免除****	3%
賭博税		
競馬（純利益）	72.5%-75%	72.5%-75%
宝くじ（マークシックス）（受取額）	25%	25%
サッカー（純利益）	50%	50%

*2008年3月14日から\$2,450へ減額

**2008年3月14日から\$6,550へ減額

***事業登録料（1年間\$2,450、3年間\$6,550）は2008/09年度は免除

****3%のホテル宿泊税は以降の通知があるまで免除

間 接 税 及 び 手 数 料

	2008/09	2007/08
間接税		
炭化水素類		
航空燃料	\$6.51/ℓ	\$6.51/ℓ
軽油	\$2.89/ℓ	\$2.89/ℓ
(超低硫黄燃料とユーロV燃料を除く)		
超低硫黄燃料*	\$1.11/ℓ	\$1.11/ℓ
ユーロ V 燃料**	\$0.56/ℓ	\$0.56/ℓ
		(2007年12月1日より)
加鉛ガソリン	\$6.82/ℓ	\$6.82元/ℓ
無鉛ガソリン	\$6.06/ℓ	\$6.06元/ℓ
タバコ		
紙巻タバコ1,000本毎	\$804	\$804
葉巻タバコ	\$1,035元/キ	\$1,035元/キ
中国産	\$197元/キ	\$197元/キ
その他のタバコ製品	\$974元/キ	\$974元/キ
(紙巻タバコ用原料を除く)		
酒税		
アルコール含有率30%超の酒類	100%	100%
ワイン	0% ***	40%
アルコール含有率30%以下のその 他の酒類	0% ***	20%
メチルアルコール		
アルコール含有率30%超の場合 に増加する基本税	\$840/100ℓ	\$840/100ℓ

*2008年末まで

**2009年11月30日まで

***以降の通知があるまで免除

プライスウォーターハウスクーパーズ連絡先

連 絡 先

	氏名	電話
チェアマン兼シニアパートナー	サイラス ヤン	2289 2288
タックスパートナー(タックスリーダー)	ロッド ホン リー	2289 2472
タックスパートナー(香港タックスリーダー)	ピーター ユウ	2289 3122
企業税務	ジュリア チャン	2289 3082
	ジェレミー チョイ	2289 3608
	^ ニック ディグナン (合併&買収)	2289 3702
	ガイ エリス	2289 3600
	^ コーリン ファレル (娯楽&メディア)	2289 3800
	レックス ホー	2289 3026
	^ レイノルド ホン (物流&運輸)	2289 3604
	メディーナ イップ	2289 3022
	オスカー ラウ	2289 5603
	コン チャウ ロー	2289 1803
	^ ティム リヨン (小売&消費社製品)	2289 3055
	^ ティム ルイ(税務調査)	2289 3088
	フィリップ マック	2289 3503
	ピーター ンー	2289 3601
	^ ケーケー ソー (不動産)	2289 3789
	^ スーザン ワット (情報、通信)	2289 3002
	ジョン ウォング	2289 1810
	マーセラス ウォン	2289 1822
	ティモシー ウォン	2289 3099
	^ フローレンス イップ (投資管理)	2289 1833
^ イザベル ヨン (個人資産財務サービス)	2289 1877	
^ ピーター ユウ (銀行&資本市場)	2289 3122	
マカオ税務 および企業サービス	^ クリスティーナ ラム	2289 1889
中国税務	エル エス ゴー	2289 5609
	キャシー ジアン	2289 5659
	ジョイス ロー	2289 5621
	リエット リュウ	2289 5619
	ジェレミー ンガイ	2289 5616
	ダニー ポー	2289 3097
	^ バトリナー タム	2289 3669
	キャサリン ツァン	2289 5638
	アンシア ウォング	2289 3352
	個人所得	テレサ チャン
ロバート キース		2289 1872
^ マンディ クオック		2289 3900
アメリカ法人所得コンサルティング	ポール ホー	2289 3061
	^ アントニー トン	2289 3939
国際貿易サービス	コルバート ラム	2289 3323
	^ ジョン ロビンソン	2289 8200